

## 計量証明事業の登録申請に必要な要件

事業の区分ごとに登録申請に必要な要件は異なります。

### 【物的要件】

計量証明に必要な設備は、事業の区分に応じて表に掲げる「特定計量器その他の器具、機械 又は装置」に該当し、かつ表に掲げる数量以上でなければなりません。※実際に計量証明事業を的確に遂行できる数量が必要です。

### 【人的要件】

事業の区分に応じて表に掲げる「計量士等」が配置されていなければなりません。

事業の区分	特定計量器その他の器具、 機械又は装置	数量	備考	計量士等
1 長さ	直尺、巻尺又は才取尺	1		一般計量士又は 主任計量者
2 質量	イ 備考欄(1)又は(2)に掲げる非自動はかり	1	(1) 目量が10mg以上のものであって、目盛り標識の数が100以上のもの (2)に掲げるものまたは、自重計を除く。)	
	ロ 表す感量が、10mg以上の分銅	1	(2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量が10mg以上のもの	
3 面積	イ 皮革面積計	1		
	ロ 校正用面積板	1		
4 体積	直尺、巻尺又は才取尺	1		
5 熱量	イ ポンベ型熱量計	1		
	ロ 非自動はかり	1	ひょう量が100g以上であって目量又は感量が1mg以下のもの	
	ハ バックマン温度計又は電気式温度計	2		

事業の区分		特定計量器その他の器具、 機械又は装置	数量	備考	計量士等
6 濃度	大気中の物質の濃度に係る事業	イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質	1		環境計量士（濃度関係）又は環境計量士（濃度関係）の国家試験に合格し、環境計量講習（濃度関係）の受講の申請をした後、いまだ受講すべき時期に至っていない者
		ロ 非自動はかり	1	目量又は感量が1mg以下のもの（排ガスの分析を行う場合はひょう量が100g以上のものに限る。）	
		ハ イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	1		
		ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置	1	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの ※分析を事業所で行わない場合は、保有しなくてもよい。	
		ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置	1	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの ※分析を事業所で行わない場合又は有害物質の処理を処理業者に依頼する場合は、保有しなくてもよい。	
		ヘ 備考欄(1)又は(2)に掲げる温度計	1	(1) 排ガスの分析を行う場合 計量範囲が0℃から 500℃と等しいかこれよりも広いものであって、目量が2℃以下のもの (2) (1)に掲げる場合以外の場合 計量範囲が0℃から40℃と等しいかこれよりも広いものであって、目量が2℃以下のもの	
		ト ガスメーター又は流量計 （気体を吸引する機能を有する装置に内蔵されたものを含む。）	1	ガスメーターは、使用最大流量が300L/hまでの範囲の流量を計測することができるもの	
		チ U字型マンノメーター又は傾斜型マンノメーター若しくはその他の差圧計及びピトー管式流速計又は熱線式流速計	1	※排ガスの分析を行わない場合は、保有しなくてもよい。	
		リ 気体を吸引する機能を有する装置	1		

事業の区分		特定計量器その他の器具、 機械又は装置	数量	備考	計量士等
6 濃度	水又は 土壌中 の物質 の濃度 に係る 事業	イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる 分析機器又は分析装置及び標準物質	1		環境計量士（濃度関係）又 は環境計量士（濃度関係） の国家試験に合格し、環境 計量講習（濃度関係）の受 講の申請をした後、いまだ 受講すべき時期に至ってい ない者
		ロ 非自動はかり	1	目量又は感量が1mg以下のもの ※質量を測定する分析を行わない場合は、保有しなくてもよい。	
		ハ イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸 留式の純水製造装置又は純水	1	※純水を使用しない場合は、保有しなくてもよい。	
		ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる 排ガス処理のための装置	1	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの ※分析を事業所で行わない場合は、保有しなくてもよい。	
		ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる 排水処理のための装置	1	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの ※分析を事業所で行わない場合又は有害物質の処理を処理業者に依頼する場合は、 保有しなくてもよい。	
		ヘ ガラス電極式水素イオン濃度検出器	1	※水素イオン濃度を測定しない場合は、保有しなくてもよい。	
		ト ガラス電極式水素イオン濃度指示計	1	※水素イオン濃度を測定しない場合は、保有しなくてもよい。	

事業の区分		特定計量器その他の器具、 機械又は装置	数量	備考	計量士等
6の2 特定濃度	大気中 のダイ オキシ ン類の 濃度に 係る事 業	イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質	1		環境計量士(濃度関係)であつて対象物質の濃度に関する実務に1年以上従事している者又はこれと同等以上の経験を有していると経済産業大臣が認めた者
		ロ 非自動はかり	1	目量又は感量が1mg以下のもの (排ガスの分析を行う場合はひょう量が100g以上のものに限る。)	
		ハ イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	1		
		ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置	1	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの	
		ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置	1	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの ※有害物質の処理を処理業者に依頼する場合は、保有しなくてもよい。	
		ヘ 備考欄(1)又は(2)に掲げる温度計	1	(1) 排ガスの分析を行う場合 計量範囲が0℃から500℃と等しいかこれよりも広いものであって、目量が2℃以下のもの (2) (1)に掲げる場合以外の場合 計量範囲が0℃から40℃と等しいかこれよりも広いものであって、目量が2℃以下のもの	
		ト ガスメーター又は流量計(気体を吸引する機能を有する装置に内蔵されたものを含む。)	1	ガスメーターは、使用最大流量が300L/hまでの範囲の流量を計測することができるもの	
		チ U字型マンノメーター又は傾斜型マンノメーター若しくはその他の差圧計及びピトー管式流速計又は熱線式流速計	1	※排ガスの分析を行わない場合は、保有しなくてもよい。	
		リ 気体を吸引する機能を有する装置	1		

事業の区分		特定計量器その他の器具、 機械又は装置	数量	備考	計量士等
6の2 特定濃度	水又は 土壌中 のダイ オキシ ン類の 濃度に 係る事 業	イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる 分析機器又は分析装置及び標準物質	1		環境計量士(濃度関係)であっ て対象物質の濃度に関する 実務に1年以上従事してい る者又はこれと同等以上の 経験を有していると経済産 業大臣が認めたる者
		ロ 非自動はかり	1	目量又は感量が1mg以下のもの ※質量を測定する分析を行わない場合は、保有しなくてもよい。	
		ハ イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸 留式の純水製造装置又は純水	1		
		ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる 排ガス処理のための装置	1	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの	
		ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる 排水処理のための装置	1	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの ※分析を事業所で行わない場合又は有害物質の処理を処理業者に依頼する場合は、 保有しなくてもよい。	

事業の区分	特定計量器その他の器具、 機械又は装置	数量	備考	計量士等
7 音圧レベル	イ 騒音計	4	うち1台は、精密騒音計に限る。	環境計量士(騒音・振動関係) 又は環境計量士(騒音・振 動関係)の国家試験に合格 し、環境計量講習(騒音・振 動関係)の受講の申請をし た後、いまだ受講すべき時 期に至っていない者
	ロ 三脚及び防風スクリーン	3		
	ハ 音圧レベル校正器	1	日本産業規格C1515(2004)に規定するクラス1のもの	
	ニ レベルレコーダー又はこれと同等の機 能を有する装置若しくはソフトウェア	1	31.5Hzから8000Hzまでの周波数範囲において、50dB以上の音圧レベルを記録 できるもの	
	ホ オクターブバンド分析器又はこれと同 等以上の性能を有する周波数分析器若しく はソフトウェア	1	31.5Hzから8000Hzまでの範囲の周波数を分析できるもの ※周波数分析を行わない場合は、保有しなくてもよい。	
	ヘ 3分の1オクターブバンド分析器又は これと同等以上の性能を有する周波数分析 器若しくはソフトウェア	1	20Hzから12500Hzまでの範囲の周波数を分析できるもの ※周波数分析を行わない場合は、保有しなくてもよい。	
	ト データレコーダー又はこれと同等の機 能を有する装置若しくはソフトウェア	1	50Hzから8000Hzまでの周波数範囲において、50dB以上の音圧レベルを記録で きるもの(偏差が正負1dB以内のものに限る。)	
8 振動加速度レベル	イ 振動レベル計	3		環境計量士(騒音・振動関係) 又は環境計量士(騒音・振 動関係)の国家試験に合格 し、環境計量講習(騒音・振 動関係)の受講の申請をし た後、いまだ受講すべき時 期に至っていない者
	ロ レベルレコーダー又はこれと同等の機 能を有する装置若しくはソフトウェア	1	1Hzから80Hzまでの周波数範囲において、50dB以上の振動加速度レベルを記録 できるもの	
	ハ 3分の1オクターブバンド分析器又は これと同等以上の性能を有する周波数分析 器若しくはソフトウェア	1	1Hzから80Hzまでの範囲の周波数を分析できるもの ※周波数分析を行わない場合は、保有しなくてもよい。	
	ニ データレコーダー又はこれと同等の機 能を有する装置若しくはソフトウェア	1	1Hzから80Hzまでの周波数範囲において、45dB以上の振動加速度レベルを記録 できるもの(偏差が正負1dB以内のものに限る。)	